小規模保育事業所　あいめ保育園　重要事項説明書

１．事業所の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	一般社団法人　あいめ福祉会
事業者の所在地	沖縄県浦添市城間２－１２－５　１Ｆ
事業者の連絡先	０９８－９１７－０７７７

（２）事業所の概要

<table>
<tr><td colspan="2">種別</td><td colspan="4">小規模保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">名称</td><td colspan="4">小規模保育事業所　あいめ保育園</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="4">浦添市城間２丁目１２－５　１Ｆ</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先</td><td colspan="4">（電 話 番 号）０９８－９１７－０７７７
（ＦＡＸ番号）０９８－９１７－００７１</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設長氏名</td><td colspan="4">宮里　大輔</td></tr>
<tr><td colspan="2">開設年月日</td><td colspan="4">平成２８年４月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用定員</td><td rowspan="2">（３号）</td><td>０歳児</td><td>１歳児</td><td>２歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>６　人</td><td>６　人</td><td>７　人</td><td>１９　人</td></tr>
<tr><td colspan="2">当園の基本理念・方針</td><td colspan="4">・当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
・当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。
・当園は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。</td></tr>
</table>

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	６４５．６２　㎡
	園庭	すみれ公園(代替園庭)　１２８０　㎡
園舎	構造	ＲＣ造　４階の１階部分
	延べ	１２０．１６　㎡

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
０歳児保育室	１　室	２０．３０６㎡
１歳児保育室	１　室	２３．０６㎡
２歳児保育室	１　室	３９．１３５㎡
職員室・調理、調乳室	１　室	１３．５㎡
トイレ	１　室	９．１５㎡
事務室（２Ｆ）	１　室	３５．１４㎡

（５）職員体制（令和６年１月　現在）

職種	員数	正規雇用		非正規雇用		備考
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	
園長	１人	１人				
副園長	１人	１人				
保育士	７人	１人		５人	１人	
子育て支援員＆保育補助	２人			１人	１人	
看護師	１人			１人		
調理員	２人				２人	
事務員	１人	１人				

（６）特定地域型保育の提供する曜日等

【３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	７時００分 ～ １８時００分（１１時間）
	保育短時間	８時００分 ～ １８時００分（内８時間）
延長保育	保育標準時間	１８時００分 ～ １９時００分
	保育短時間	８時００分 ～ １８時００分の間で、短時間認定(８時間)以外の時間 １８時００分 ～ １９時００分
開所時間	月～金曜日	７時００分 ～ １９時００分
	土曜日	７時００分 ～ １８時００分
休業日	日曜日・祝日・慰霊の日(６月２３日)	
	年末年始（１２月２９日～１月３日)、その他（台風や災害等の場合）	

（７）保護者の負担について

保育料　　保育料は浦添市が決定します

実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります

内容	費用	対象
名札	１２０円	入園児
クレヨン	６５０円	２歳児
粘土	４９０円	２歳児
★粘土ケース	３７０円	２歳児
★ハサミ（右利き、左利き）	４３０円	２歳児
★のり	２６４円	２歳児
帽子	１，２００円	１～２歳児
誕生カード	４００円	全園児
写真アルバム（年度末）	１，４００円	全園児

★は園で購入もできますが、各自で準備しても大丈夫です。

延長保育料等

区　分	料　　金
保育標準時間 利用時間帯を超える利用	・日額　　３００円 ・月額　　3,０００円(延長保育利用契約による)
保育短時間 利用時間帯を超える利用	・日額　　２５０円／１時間 ・月契約は浦添市保育所延長保育事業実施規定　第９条に基づき、決定する。

（８）給食について

当園の給食の方針	当園では、毎日の食事は、１日の活動と成長に必要な栄養量を取り入れるだけでなく、食事のおいしさ、楽しさを味わい、食事の仕方を身につけるものでもあると認識し、安全でおいしい給食を目指しております。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。

（９）提供する特定地域型保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定地域型保育を提供します。

当園は、子どもの心身の発達を援助することを通して未来をつくりだす力を養うために、家庭や地域社会との連携の下、思いをことばで表現する子、遊びを楽しむ子、心身ともに健康な子、自己肯定感のもてる子を育むことを目標とした保育を行います。

利用子どもの栄養管理を行い、手洗いや片付けなどの食事マナーの育成、多くの食べ物を見る、触る、味わうという体験を通して食べ物に興味を持ち、咀嚼する力を養うなどの食育を推進する。食物アレルギーのある利用子どもに応じた食事提供に努めます。

（１０）年間行事予定

月	行　事　内　容
４月	入園式
５月	こどもの日まつり、母の日プレゼントづくり
６月	父の日プレゼントづくり、クラス懇談会
７月	七夕会、プール遊び
８月	カレーパーティー（２歳児保護者参加）
９月	敬老の日プレゼントづくり、うらそえ青年祭参加（２歳児クラス）
１０月	ハロウィンパーティ
１１月	いもほり遠足（２歳児クラス）、七五三祝い
１２月	クリスマス発表会
１月	ムーチー作り、保護者個人面談
２月	節分、おわかれ遠足（２歳児クラス）
３月	ひな祭り、卒園式
毎月の行事	誕生日会、避難訓練、身体測定等

５月・１１月頃に諸検査(尿・蟯虫)があります。（日程の変更もあり）
内科検診・歯科検診は嘱託医との日程調整をしながら、５月・１１月頃に行います。

（１１）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【３号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・　３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・　保護者から退園の申出があったとき ・　利用継続が不可能であると市が認めたとき ・　その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	**（告知・報告）** 保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。 **（保育不可日）** 当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。 ア　乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。 イ　乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。 ウ　災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。 **（不正行為への対応）** 当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して浦添市に通知いたします。

（１２）嘱託医

医療機関の名称	ティーダこどもクリニック
医院長名	健山　幸子
所在地	浦添市城間４丁目３番１０号１
電話番号	０９８－８７３－２０２０

（１３）嘱託歯科医

医療機関の名称	くばがわ小児歯科
医院長名	比嘉　洋子
所在地	浦添市城間３丁目１６－１
電話番号	０９８－８７６－１９０８

（１４）緊急時における対応方法

当園の職員においては、特定地域型保育の提供を行っている利用子どもに、健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用子どもの保護者又は、あらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の必要な措置を講じます。 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

【管轄する消防署】

消防署名	浦添市消防署
所在地	浦添市前田２丁目１４－１
電話番号	０９８－８７７－６１２３

【管轄する警察署】

警察署名	浦添警察署
所在地	浦添市仲間２丁目５１－１
電話番号	０９８－８７５－０１１０

（１５）非常災害対策

防火管理者	宮里　大輔
消防計画届出年月日	平成２８年２月１９日
避難訓練	避難及び消火の訓練を毎月１回以上実施
防災設備	消火器、火災報知器、非常持出袋（非常食・飲料水・おむつ等）
避難場所	第一避難場所（浦城児童センター） 第二避難場所（仲西中学校）

（１６）相談・要望・苦情窓口

社会福祉法第８２条の規定により、保育園では利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めておりますのでお知らせいたします。

【体制】

当園相談窓口	相談・苦情受付責任者　　宮里　大輔（園長）
	相談・苦情受付担当者　　・宮里　歩　（副園長） ・リーダー保育士
	電話番号　　０９８－９１７－０７７７
浦添市	こども未来課
	０９８－８７６－１２３４
第三者委員	棚原　利栄子（浦添市民生委員） 電話番号　０９０－１９４８－７４３７
	伊禮　悠記（相談支援員） 電話番号　０９０－１９４１－９３７５

【苦情解決の方法】

（１）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（２）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合に除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（３）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

（１７）連携施設

当園は、浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２２号）附則第５条の規定に基づき、連携施設を確保しています。

また、他の近隣の法人保育園と更なる連携施設設定に向けて協議中です。

（令和６年１月現在）

・連携施設名：社会福祉法人道福祉会　テクノ保育園

（１８）賠償責任保険の加入状況

保険の種類	賠償責任保険（損保ジャパン日本興亜）
保険の内容	保育中の事故による身体の障害又は財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担する。
保険金額	１名につき５０００万円　１事故につき１億円

（１９）個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用子ども又はその家族の秘密を漏らしません。

当園は、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。